

第5章

計画の実現に向けて



第5章 計画の実現に向けて

1. まちづくりの基本的な考え方

富士川町都市計画マスタープランの全体構想および地域別構想の実現を図るため、まちづくり住民会議等で提案された実現に向けた仕組みづくりなども踏まえ、次のような基本的な考え方に基づき、積極的な推進方を講じながら着実にまちづくりを進めていきます。

(1) 町民・事業者・行政などの協働によるまちづくりの推進

まちづくりは、そこに暮らす人々全てが主体であり、長い時間と労力を伴うことから、行政の力のみでは限りがあります。そのため、このまちに暮らす住民、事業者、行政が、お互いの知恵とエネルギーを結集して行う「協働」作業が重要となります。

魅力と交流を育み、心豊かに住み続けられるまちづくりを進めていくには、町民をはじめとした多様な主体相互による十分な協議と、その成果を踏まえた協力と連携による活動が必要です。

富士川町には、各地域に「区」という昔からの身近な自治組織があります。本町のまちづくりは、このような既存の組織を活動の核として活かすなど、町民が主体となったまちづくりを基本として、事業者、行政などがそれぞれの役割と責任を認識し、こうありたいと願う富士川町の将来のまちの姿を共有しながら、相互の適切な役割分担と協働により進めていきます。

まちづくり主体の役割

町民

まちづくりの主役は町民です。自分たちが住む地域をもう一度見直し、周辺に配慮した住まいづくりや暮らし方など、身近なところから自らできることを自発的に進めていくことが重要です。

一方、町民一人一人が活動するには限界があります。個人の活動を超えた、既存組織である区や多様な地域活動、NPO（特定非営利活動法人）やボランティア団体・グループなどは、今後のまちづくりの牽引役として、地域住民間における連携強化と、活発な活動の展開が期待されます。

事業者

商業や工業、デベロッパー、ハウスメーカーなどの民間事業者等は、企業活動や経済活動を通じて直接的・間接的にまちづくりに関わっています。

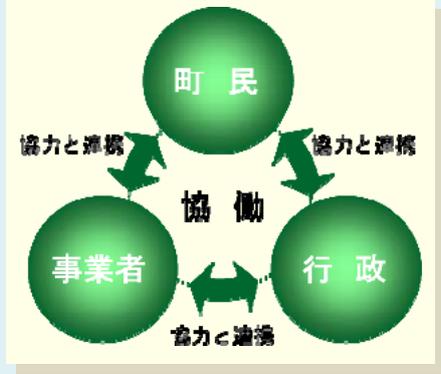
事業者等もまちづくりの担い手の一員としての役割と責任を理解し、積極的にまちづくりに参加するとともに、専門的な知識を活かした協力や支援など社会的な役割を果たしていくことが求められます。

行政

行政は、この「富士川町都市計画マスタープラン」に基づいて、町民、事業者等との協働のもと、都市計画の決定や具体的なまちづくり事業の実施など総合的・効率的なまちづくりを推進していきます。

また、まちづくりに関する情報提供や意識啓発、主体的なまちづくり活動への支援、まちづくり推進体制の充実など、協働によるまちづくりの推進に向けた合意形成や地盤づくりに努めていきます。

協働によるまちづくりのイメージ



・まちづくり住民会議ワークショップ

(2) 長期的な行財政運営の視点に基づく計画的なまちづくりの推進

まちづくりは、長い期間にわたり継続的な取り組みが必要です。これを進めるには、多大な費用と労力が必要であり、安定的な財源の確保が欠かせないものとなります。

昨今の厳しい財政状況の中では効率的な都市運営が求められており、本町では「第一次富士川町総合計画」(平成24年3月)において行財政改革の推進を掲げるとともに、その具体的な取り組み内容を明示した数値目標を掲げ、行財政運営の効率化・健全化に取り組んでいます。



・ 鵜沢中心市街地 (国道52号)

今後のまちづくりは、これまで整備されてきた公共施設や都市基盤などのストックを維持・活用しつつ、限られた財源の中で、いかに効果的に事業投資していくかという視点が求められています。また、まちの既存ストックの有効活用や民間活力の活用等も検討しながら、事業の効果や優先性を見極めた確かな事業実施や施策推進が重要となります。

そのため、整備の優先性や緊急性、合意形成、事業化の熟度、事業効果といった多角的な検討と、国・県等の支援制度の活用など多様な方策により財源を確保しつつ、長期的な行財政運営の視点に基づく計画的で効率的なまちづくりを推進していきます。

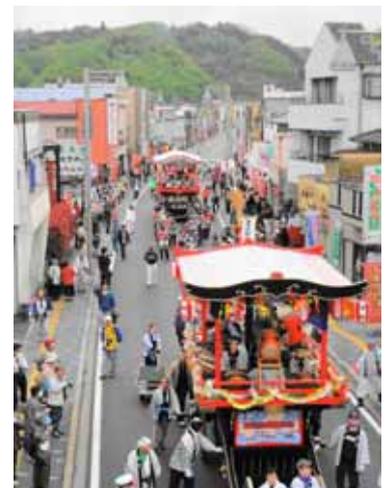
本計画では、このような観点から、重点的なまちづくり施策とまちづくりリーディング施策を後述しています。

(3) 恵まれた地域資源や独自性・地域性を活かすまちづくりの推進

本町は、豊かな自然環境を背景に、それぞれの地域が特色を持ったまちの構造を形成しています。扇状地にコンパクトに集約された市街地、奥行きのある自然環境と山間の集落地、富士川舟運の歴史文化を継承するまちなみ、富士山を望む眺望、体験や交流を育む地域の魅力資源、広域交通の要衝など、立地や地域資源に恵まれています。しかし、近年、少子高齢化の進行、中山間地の過疎化や都市の縮退化といったまちづくり課題への対応が急務となってきています。

まちづくり住民会議においては、「今あるものを活用すること」、「地域の潜在的な資源や魅力を見直し育むこと」、「できるところから取り組むこと」などが、まちづくりで大切な共通の手法として提案されました。

まちづくりを進める際は、地域ごとの課題を踏まえながら、歴史性やそこで培われてきた資源、さらに現在の土地利用など、地域の独自性や住民意向を踏まえたきめ細やかな検討を進め、地域の実情に即した具体的な整備計画や事業へとつなげていく必要があります。



・ 鵜沢中心街を巡行する山車

そのため、本町の持ち味となる資源を損なうことがないように最大限に配慮するとともに、恵まれた地域資源をはじめ、これまでストックしてきた道路などの都市基盤、伝統産業および地域産業、まちの活力、豊富な人的資源などを効果的に活用しながら、地域の創意工夫に基づき、できるところから少しずつ着実にまちづくりを進めていきます。

2. 都市計画マスタープランの実現に向けた施策

「富士川町都市計画マスタープラン」で掲げた将来像やまちづくりの目標、まちづくり方針の実現に向け、次のような参加と協働のまちづくりの推進と都市計画マスタープランの効果的な運用を図ります。

都市計画マスタープランの実現に向けた施策

(1) 参加と協働のまちづくりの推進

1) 町民主体の参加型まちづくりの促進

- ①まちづくりへの関心を高める普及・啓発活動の推進
- ②町民の自主的なまちづくり活動の促進
- ③情報発信と町民意向を反映する多様な手法の活用

2) 協働によるまちづくりを促す仕組みづくり

- ①参加型・協働によるまちづくりへの支援策の充実
- ②まちづくりリーダーの育成
- ③まちづくりを支援する組織づくりの検討

3) 行政の推進体制の充実と仕組みづくり

- ①庁内体制の充実と連携の強化
- ②庁内まちづくりの人材育成
- ③まちづくり条例等の検討

(2) 都市計画マスタープランの効果的な運用

1) 都市計画の指針・地域まちづくりの指針としての活用

- ①都市計画の総合的な指針としての活用
- ②地域まちづくりの指針としての活用
- ③まちづくり事業や地域のルールづくりへの活用

2) 国や県、関係機関等との連携に向けた活用

3) 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

- ①都市計画マスタープランの周知と進行管理
- ②都市計画マスタープランの計画の見直し



・ 妙法寺周辺のアジサイを手入れするボランティア



・ 架け替えが検討されている富士橋

(1) 参加と協働のまちづくりの推進

富士川町都市計画マスタープランは、初期の段階から、町民で構成する「まちづくり住民会議」のワークショップを実施し、その成果となる住民提案を踏まえ策定を進めてきました。また、本町は、アンケート調査においてもまちづくりへの高い参加意欲が伺え、住民に身近な活動組織である区を主体とした地域活動や町民対話集会など、町民が主体となったまちづくり活動に関する気運が高まりつつあります。

まちづくりは、そこに暮らす人々全てが主体であり、まちづくりは人づくりとも言われます。地域に暮らす住民が身近な関心や興味から発意し、楽しみながら関わることのできる継続した活動が不可欠です。できることから小さな実績を積み重ねる一歩を踏みだし、ともに手を携えその成果を共有し、時には足もとを見直し進むべき方向性を確認しつつ、息長く継続していく参加と協働のまちづくりが重要となります。

そのため、次のような、参加型・協働のまちづくりと、それを支える行政の推進体制などの仕組みづくりに取り組みます。

1) 町民主体の参加型まちづくりの促進

まちづくりへの関心を高める普及・啓発活動の推進

まちづくりは、町民の暮らしや環境を向上していくことが大切であり、そのためには、まず町民自らが身近なところから「自分の暮らす地域の現状や問題点は何か」、「どのようなまちづくりが望ましいのか」など、まちづくりに関する様々な情報提供や問題提起をすることで、関心を喚起していくことが必要です。また、町民自らがまちづくりの主体であること、身近な暮らしの中で工夫しながら進められることを認識することも大切です。

そのため、町の広報やホームページでの情報公開、パンフレット等によるPR、シンポジウムやまちづくり講座、イベントなどの開催、さらに、大学等のまちづくりに関する研究や活動との連携、区による地域活動の周知、学校教育や社会教育を通じたまちづくりに関する情報の共有化など、まちづくりの普及・啓発活動を進めていきます。

町民の自主的なまちづくり活動の促進

本町は、身近な地域活動を牽引する役割を担っている区を主体とした町民活動が活発であり、この既存の活動基盤を更に充実・発展させ、多様なまちづくり活動と連携させていくことが大切です。

そのため、自分たちの住むまちを良くしようという熱意を持ち、自発的に取り組む地域のまちづくり活動に対しては、地域力を高める相乗効果ともなる地域間競争の発信など、必要な情報の提供や話し合いの場の確保、まちづくり専門家の派遣などの支援策^{*}を充実していきます。

また、区や各種ボランティア団体、NPOなどの活動、その中から出てくる積極的な提案は、まちづくりを進める上で重要な役割を果たします。このような活動が広がり、活力あるまちづくりや地域づくりにつながるよう、自由に活動できる場や機会の提供、その活動を支援する仕組みづくりを推進します。

情報発信と町民意向を反映する多様な手法の検討

多様な主体のまちづくりへの関心や自主的なまちづくりへの参加意欲を高めるため、様々なまちづくりに関する情報発信とともに、まちづくり活動に関わる情報・意見等を行政が受け止めるシステムの確立に努めます。

そのため、地域まちづくり計画や都市計画の案の作成、まちづくり事業の実施等にあたっては、アンケート調査の実施やワークショップの開催等を通じて、広く町民意向の把握に努めます。

また、まちづくりの成果を公開し意見交換を行う機会や、PC（パブリックコメント）やPI（パブリックインボルブメント）手法を活用した意見聴取の機会の拡充に努めるとともに、町民からまちづくりに係わる都市計画の内容について提案を行うことのできる、「都市計画提案制度」の活用に向けて検討します。

注) * 支援策については、本計画書 146 ページを参照して下さい。

2) 協働によるまちづくりを促す仕組みづくり

参加型・協働によるまちづくりへの支援策の充実

富士川町都市計画マスタープランは、協働によるまちづくりの一環として、町民参加によるまちづくりワークショップの取り組みや、区等を主体とした地区実行計画の反映、アンケート調査の実施など、多くの町民の意見を反映し、様々な段階を経て策定されました。

まちづくりは、できるところから少しずつ実現していくという大変息の長い仕事です。そのため、小さくても目に見えるような成果を多くの町民と共有することで、まちづくりの気運を持続し、少しずつ高めていくことが必要です。

本町では、町民対話集会やまちと町政の現状を知るための町政バスの実施など、多様な広報公聴活動を展開しています。このたび開催したまちづくり住民会議の経験や、既存の区の地域活動の実績を活かし、参加型・協働のまちづくりの充実に努めるとともに、町民等が様々なまちづくり活動に自主的に取り組み、更に活力あるものとなるよう、次のような支援策について検討していきます。

想定される支援策(例)

- まちづくり相談窓口の設置
- まちづくりに関する情報提供（富士川町広報・ホームページ、インターネットの活用）
- まちづくりを牽引する既存の区の活動や地域活動充実への支援(地区まちづくり計画策定支援など)
- まちづくりの協議組織等の認定制度
- まちづくり専門家派遣制度、まちづくり活動に対する助成金交付制度
- まちづくりの意識啓発、リーダー育成に向けた「まちづくり講座」の開催 など

まちづくりリーダーの育成

町民主体のまちづくりを進めていくためには、一人ひとりがまちづくりへの関心を高めるとともに、地域の意向をまとめるリーダー的存在が不可欠です。まちには、地域をよく知る先達や、培った技能を発揮し多様な活動を行っている達人や職人など、貴重な人材がいます。また、地域に身近な活動組織である区やまちづくり住民会議等での経験を、活動に活かしている人材もいます。

これら地域の財産とも呼べる人材やそのノウハウ・知恵を埋もれさすことなく、まちづくりのあらゆる場面で活かしていくことが大切です。

本町では、「富士川町人づくり事業」により、長期にわたるまちづくりを展望した地域活動のリーダー育成支援を行っています。

まちづくりは人づくりとも言われます。今後とも、まちづくりのリーダーシップをとることのできる人材の掘り起こしに努めるとともに、まちづくり講座やまちづくりに関わるあらゆる機会や交流を通じて、未来のまちづくりを担うリーダーの育成を図ります。

まちづくりを支援する組織づくりの検討

まちづくりには、町民や区、ボランティア団体やNPO、事業者、行政など、多様なプレーヤー（まちづくり主体）が関わってきます。まちづくりを円滑に進めていくためには、これらの多様なプレーヤーの橋渡し、接着剤となる柔軟で小回りのきく組織・体制づくりが必要です。

本町では、「富士川町地域づくり推進組織事業」や「富士川町地域力創造交付金」等の助成により、地域活性化や魅力ある地域づくりに向けた自主的な活動組織への支援を行っています。

昨今、多くの自治体では、「まちづくりセンター」や「市民活動サポートセンター」などと呼ばれるまちづくり支援組織が生まれています。本町においても、町民との話し合いを進めながら、富士川町にふさわしい「まちづくり支援組織」の設置に向けた検討を進めていきます。

まちづくり支援組織のイメージ

- **支援組織の役割**
町民、区、ボランティア団体・NPO等が自由に利用できる活動の場の提供、交流機会の提供、情報提供、指導・助言などの各種まちづくり活動の支援
- **主な機能**
 - **交流促進** 活動場所の提供、交流機会の提供など
 - **情報提供** 情報コーナーの設置、インターネットによる情報提供など
 - **活動支援** 相談コーナーの設置、アドバイザーの派遣、人材育成など
 - **広報・啓発** 機関誌・情報誌などの発行、まちづくりセミナー・イベント等の開催など

3) 行政の推進体制の充実と仕組みづくり

庁内体制の充実と連携の強化

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進するためには、ハードとソフトが融合した総合的かつ一体的な展開が必要です。そのため、都市計画や都市整備分野だけではなく、商工、農政、観光、防災、環境、福祉、教育・文化など、庁内の様々な分野と連携しながら、個々の計画や事業の調整を行ない、柔軟で弾力的なまちづくりを推進する横断的な行政組織の検討など、庁内体制の充実と連携の強化を図ります。

また、計画段階から事業実施段階に至るまで、より多くの町民やまちづくりに関わる組織、事業者などの意見を反映する体制づくりを検討していきます。



・本計画策定の庁内検討会

庁内まちづくりの人材育成

本町では、「地域支援職員制度」を設置し、行政職員が地域を担当し、まちづくりの支援や町と地域のパイプ役を担う、協働によるまちづくりの取り組みを進めています。

参加と協働のまちづくりや、継続的なまちづくりを推進していくためには、まちづくりについての専門的な知識と熱意ある行政職員の育成が重要です。

そのため、地域での実践的なまちづくり活動を通じて行政職員の専門性を高めていく地域支援職員制度の充実や、まちづくり研修への積極的な参加など、まちづくりに専門的に取り組む人材育成を推進します。



・まちづくり住民会議PART 2

まちづくり条例等の検討

協働によるまちづくりを進めていくためには、町民や区、NPO・ボランティア団体、事業者、行政が、まちづくりに取り組む姿勢や理念について共通の認識を持つ必要があります。

今日、全国的には、協働のまちづくりの行動指針となる「まちづくり条例」を制定している自治体が増えつつあります。

本町では、富士川町情報公開条例や富士川町建築協定条例、富士川町地区計画等の案の作成手続に関する条例など、まちづくりに関わる条例を定めています。

今後、協働によるまちづくりの一層の推進を図るため、本町の特性・実情に即した「まちづくり条例」の制定に向けて検討していきます。

まちづくり条例の内容(例)

- 目的と理念
- 役割と責務
(町民、区、NPO・ボランティア団体、事業者、行政など)
- まちづくりの仕組みについて
 - ・まちづくり協議会等の設置
 - ・まちづくり活動への支援(人的、技術的支援、助成など)
 - ・まちづくりコンサルタントの派遣
 - ・まちづくり支援組織の設置
- まちのルールづくりについて
 - ・地区計画等のルールづくり
 - ・各種ガイドラインの作成・指導等
(良好な風致の保全、開発ガイドラインなど)

(2) 都市計画マスタープランの効果的な運用

富士川町都市計画マスタープランは、町民・事業者・行政等が「まちの将来像」を共有し、その実現に向けた協働のまちづくりを積極的に推進していく指針として定めたものです。そのため、都市計画分野の取り組みだけでは解決できない各種の課題への取り組みについても、まちづくりの観点から位置づけを行っています。

本マスタープランを都市計画の基本的方針として、都市計画の運用に際して積極的に活用していくことはもとより、地域単位のまちづくりのガイドラインとして活用する他、多様な分野の施策との連携、国や県、関係機関との連携に向けて活用していくことにより、総合的なまちづくりの推進を図ります。

また、本マスタープランを活用し、効率的かつ効果的なまちづくりを推進するため、適切な進行管理と必要に応じた計画の見直しを行います。

1) 都市計画の指針・地域まちづくりの指針としての活用

都市計画の総合的な指針としての活用

富士川町都市計画マスタープランの策定においては、「第一次富士川町総合計画」をはじめとした上位計画や関連する各分野の個別計画を踏まえて、まちづくりの方針を定めています。

本マスタープランは、これらとの整合を図った上で、土地利用、道路交通、都市施設など、都市整備やまちづくりに関する整備、開発および保全に関する総合的な指針として位置づけられるものであり、今後、都市計画の運用や都市整備、まちづくりに際しては、積極的な活用を図っていきます。

また、今後の状況変化などで、次に示すような現在の都市計画の変更や新たな都市計画の決定が必要となる場合については、本計画に示すまちづくり方針に則し、町民意向等を勘案しながら、適切な都市計画の変更・決定を図っていきます。

想定される都市計画の変更・決定

- 用途地域の変更（鵜沢地区既成市街地周辺など）
- 都市施設の決定・変更（昌福寺横通り線等の都市計画道路、都市計画公園など）
- 地区計画の決定など

地域まちづくりの指針としての活用

本マスタープランは、将来像、分野別まちづくり方針、地域別まちづくり方針で構成され、どのセクションにおいても、それぞれ1つのまちづくり方針として完結するように編集しています。

このため、都市計画の総合的な指針としての活用はもとより、富士川町全体のまちづくりの方向性について統一した意識のもと、各地域が連携し合いながらまちづくりの実現を図る上での、地域まちづくりの指針としての活用を図ります。

まちづくり事業や地域のルールづくりへの活用

公共施設の整備や道路・公園・下水道・河川などの基盤整備など、地域の具体的なまちづくり事業を行う場合は、本計画に示すまちづくり方針に基づき事業の推進を図ります。

また、地区計画など、まちづくりに関する地域ルールについても、同様にまちづくり方針に基づいて定めていきます。

2) 国や県、関係機関等との連携に向けた活用

国や県、近隣市町村との広域的なまちづくりや、富士川町の所管外のまちづくりを推進する場面では、本マスタープランをもとに連携・調整を図っていきます。

特に、東部地域開発整備やシビックコア整備事業、（仮称）鹿島トンネルの整備、国道52号の生活道路化などについては、道路や河川等の事業者となる国や県に対して、事業の早期実現を働きかけていきます。また、中部横断自動車道や広域交通網の整備、観光、防災、定住促進や地域活性化等を見据え、近隣市町村との協議・調整を図りながら、峡南地域全体の振興、良好な地域づくりをめざし連携を強化していきます。

さらに、リニア中央新幹線計画をはじめとし、JR身延線やバスなどの交通事業者、警察、消防、医療機関など、多様な関係機関との協議・調整と協力を得ながら、まちづくりを推進していきます。

3) 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

都市計画マスタープランの周知と進行管理

都市計画マスタープランの活用の第一歩は、その内容を広く町民に知ってもらうことです。そのため、役場をはじめとする公共施設等での閲覧をはじめ、町の広報やホームページの活用などにより、周知を図ります。

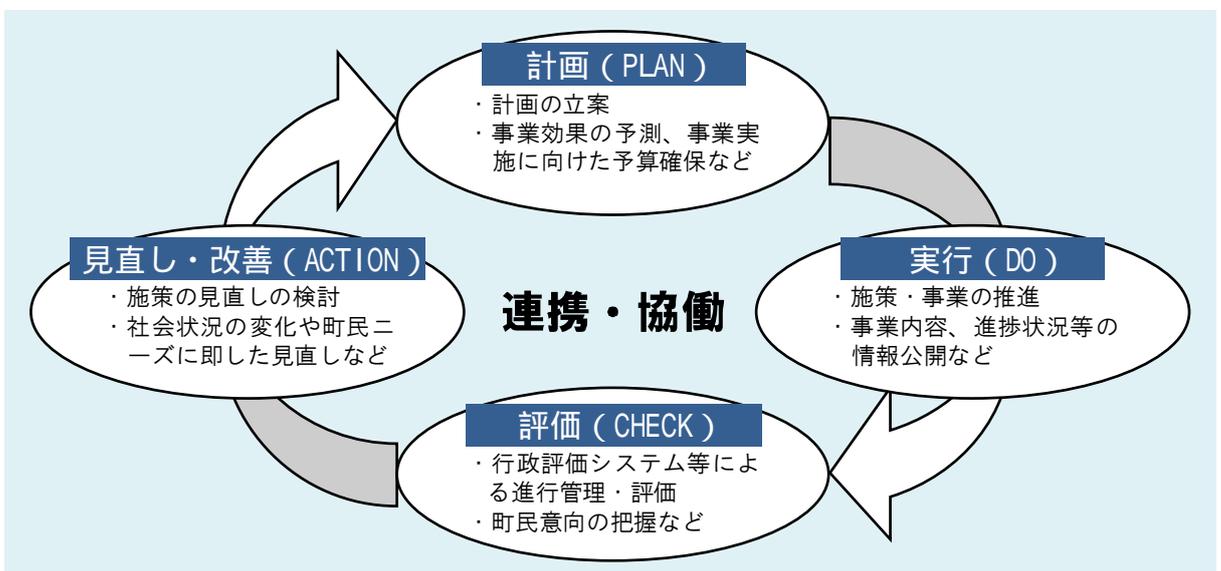
計画の進行管理については、定期的にまちづくりの進捗状況を公開するとともに、行政、町民が協働で進行管理を行う体制づくりを検討します。また、富士川町都市計画審議会等において、行政評価の一環として都市計画マスタープランで掲げた施策や事業の進行状況の点検、評価を行うなど、事業内容の見直しや新たな事業の立案等に向けた柔軟な対応を図り、実効性・実現性のある計画としての適切な進行管理を図ります。

都市計画マスタープランの計画の見直し

都市計画マスタープランは、概ね20年後を見据えた計画として策定されますが、計画に掲げたまちづくり施策の進捗状況を点検・評価しながら、時代の変化に柔軟に対応する必要があります。

そのため、リニア中央新幹線計画など今後の本町をとりまく社会経済情勢の変化や、国や県、町の上位計画等の変更が生じた場合、富士川町総合計画における各種施策との調整や地域まちづくりの進捗状況なども勘案し、概ね4年ごとのサイクルを基本として、必要に応じて施策の見直しを図ります。

都市計画マスタープランの進行管理のイメージ



3 . 先導的なまちづくり施策の取り組みの推進

まちづくりには、長い時間と労力、多大な費用が必要となります。厳しい財政状況の中で、都市計画マスタープランを効率的に実現していくためには、各々の施策や事業の必要性、緊急性、費用対効果などを勘案し、長期的な行財政運営の視点に立った戦略的なまちづくりを計画的に推進していく必要があります。

そのため、本マスタープランでは、本町の大きな課題となっており、まちづくりを推進する上で特に重要と考えられる6つの「重点的なまちづくり施策」と、今後、先導的に取り組むべき「まちづくりリーディング施策」を位置づけ、積極的な推進を図ります。

(1) 重点的なまちづくり施策の推進

本町のまちづくりを進める上で、主要な課題となっている事項、特に重点的に取り組むべき次の6つの施策を抽出し、今後、本マスタープランに基づいて積極的な取り組みを進めます。

これらの重点施策は全て密接に関連しあっており、ひとつの施策に真摯に取り組むことが、例えば、活性化や観光、定住・移住などのその他の施策の手掛かりを紐解くことにもつながります。そのためには、これまでの町民意向を踏まえつつ、地域のあるべき姿を住民と行政等がともに共有し、参加と協働により、表裏一体ともいえる施策の取り組みを見極めながら進めることが大切です。

重点的なまちづくり施策の設定

重点的なまちづくり施策

重点施策 - 1	富士川町独自のルールに基づく計画的な土地利用の推進
重点施策 - 2	活力ある中心市街地のまちづくりの推進
重点施策 - 3	地域連携と交流、暮らしを支える道路・交通まちづくりの推進
重点施策 - 4	地域の魅力資源を活かす観光・交流のまちづくりの推進
重点施策 - 5	定住・移住を促すまちづくりの推進
重点施策 - 6	ふるさとの美しい景観を守り・活かすまちづくりの推進

主な町民意向

<p style="text-align: center;">地域まちづくり住民プラン ～ 提案の実現等から抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の仕組み、ルールづくり ・遊休農地の活用 ・中心商店街の活性化 ・国道 52 号の生活道路化 ・道路整備の推進（東西アクセス道路、中山間地域の環状ルート整備、地域間を結ぶ道づくり） ・移住・定住促進（子育て支援、古民家再生、空店舗の活用、農山村移住のシステムづくり等） ・既存資源の活用とネットワーク化（新たな特産品開発、地域特性の活用による来訪者を呼び込む拠点の形成） ・観光レクリエーション、景観のシンボル軸の形成（桜回廊、桜ウォーキングロードの整備） ・暮らしに密着した協働のまちづくり など 	<p style="text-align: center;">町民対話集会(総合計画フォローアップ) ～ 地区実行計画からまちづくりに関連する上位を抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地の活用、特産品の開発・農産物のブランド化、鳥獣害対策の推進 ・低未利用地、空き家、空き店舗の有効活用 ・人口増加、若者等の定住促進 ・地域資源を活用した活性化と積極的な観光PR ・生活道路の改善・整備 ・地域施設の有効活用（公民館の建て替え等） ・地区防災体制の充実 ・地域医療の充実 ・河川の維持管理、清掃・美化の充実 など
--	--

重点施策 - 1 富士川町独自のルールに基づく計画的な土地利用の推進

土地利用ガイドライン等に基づく環境と共生する計画的な土地利用の誘導を推進します

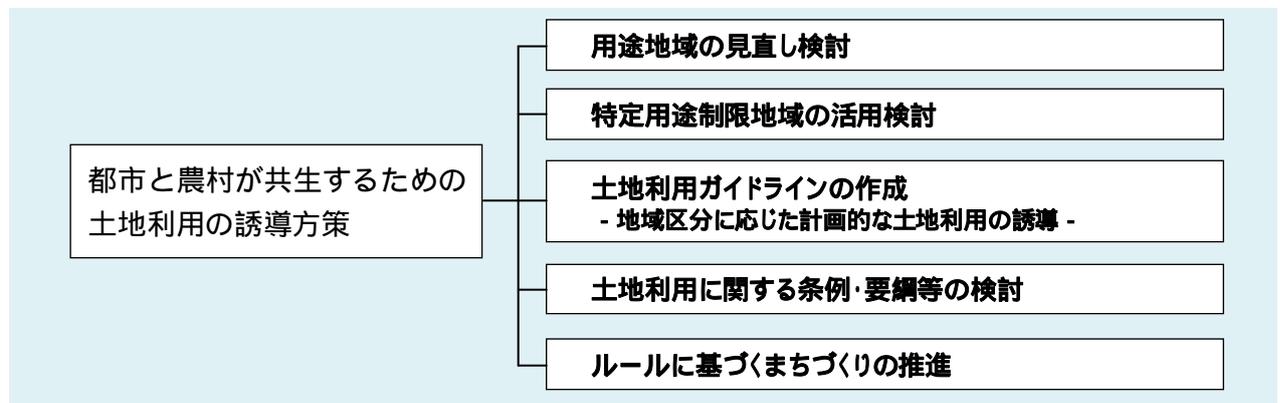
既成市街地周辺の農業集落地域では、遊休農地の増加、都市化の進行に伴う農地の転用等による虫食的な宅地化が進み、営農環境や居住環境に様々な影響が出ています。

また、市街地では、東部地域開発整備や中部横断自動車道増穂 IC 周辺等の新たな市街地整備が進む一方、中心市街地の空洞化や洪水被害想定区域（洪水ハザードマップ）における宅地化進行などの土地利用面での問題が顕在化しています。

本町では、都市計画法に基づく都市計画区域と、増穂地区の既成市街地周辺に用途地域が指定されており、用途地域では建築物の用途の制限など土地利用に関する一定のルールが定められています。しかし、その他の地域（白地地域）については、土地利用に関して特に定めがないため、土地利用をコントロールする手だてがないのが実情です。

現在抱えている土地利用上の課題を解決し、都市や農村集落、良好な環境が共生した地域の特性に応じた計画的な土地利用の推進を図るため、次のような土地利用誘導策を推進していきます。

本町が目指す土地利用誘導策(案)

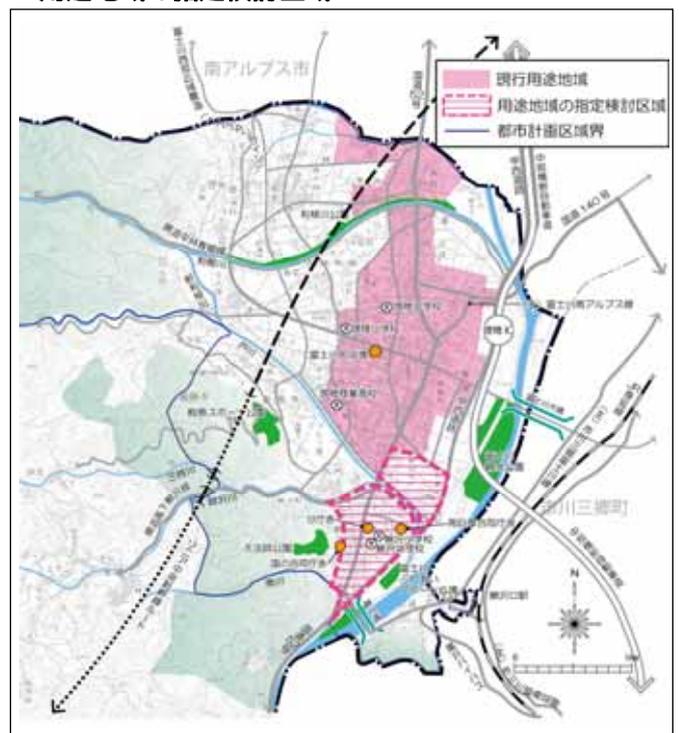


1) 用途地域の見直し検討

国・県の広域行政施設や一定の都市機能が集積し、既成市街地が形成されている鰺沢北区・中区・南区周辺は、増穂地区の中心市街地と連担しており、一体的な土地利用コントロールや道路網整備、国道52号沿道の中心商店街の活性化、生活基盤整備の充実による住環境の向上等が求められています。

しかし、現在用途地域が定められているのは増穂地区の市街地だけであり、増穂、鰺沢両地区の既成市街地については、一体の市街地として総合的に整備、開発および安全を図っていく必要があることから、新たに用途地域の指定を検討し、適正な土地利用の誘導を図ります。

用途地域の指定検討区域



2) 特定用途制限地域の活用検討

市街地東部の低地部に広がるまとまった農地は、農業の振興を図るため、保全の必要性が高い優良農地（農振農用地）として指定されています。また、農地は洪水調整機能を有し、治水上也重要な役割を果たしており、防災、景観、環境等の観点からも保全を図ることが求められています。

近年、増穂 IC や東部地域開発事業整備が進展する中で、その周辺地域では、開発の圧力が高まっていることから、都市計画の観点からも何らかの対策を講じる必要があります。

そのため、周辺の動向を見据えながら、特定の建築物等の用途を制限することができる「特定用途制限地域」の活用を検討します。

3) 土地利用ガイドラインの作成

用途地域を除くいわゆる白地地域については、都市計画法に基づく直接的な土地利用誘導の手だてがないのが実情です。そのため、この点を補完するために本マスタープランの土地利用方針に基づき、例えば右に示すような「土地利用ガイドライン」を作成し、土地利用の地域をきめ細かく定め、計画的な土地利用の誘導を図ります。

また、土地利用ガイドラインに実効性をもたせるため、次に示す土地利用に関する条例や要綱等の制定に向けて検討します。

土地利用ガイドライン(例)

1. ガイドラインの対象地域 ~用途地域を除く全域~
2. 土地利用地域の区分
 - 田園居住地域（市街地周辺の宅地化が進み、農地と住宅が混在している地域）
 - 農業集落地域（既存集落地）
 - 沿道サービス地域（幹線道路沿道）
 - 農業保全地域（農振農用地）
 - 自然環境保全地域（森林地域）
3. 土地利用地域のガイドライン
 - 土地利用地域
 - 土地利用の方針
 - 制限に関する事項
 - ・ 特定用途制限地域（都市計画区域のみ）
 - ・ 開発行為・建築行為の制限に関する事項等
4. その他

田園居住地域の土地利用について

既成市街地周辺で比較的宅地化が進み、農地と住宅・集落地が混在している「田園居住地域」においては、一定の土地利用誘導が必要であることから、例えば、この地域を次の2つの区域に区分し、農業振興地域整備計画や下水道整備計画との整合、農政との協議・調整、周辺住民や地権者等の合意形成を図りながら、計画的な土地利用の誘導・整序を進めます。

田園居住地域の土地利用誘導(例)

区域の区分	土地利用誘導の方向性
宅地利用区域	用途地域周辺の既存住宅地や集落地、下水道計画区域などを中心に、今後、住宅地など都市的利用を図るべき区域で、土地利用ガイドラインに基づき、住宅地等の宅地利用を促進します。
農業保全区域	一団のまとまった農用地区域（優良農地）を対象に、原則として農地を保全し、農地転用・宅地開発・建築行為等を規制します。

災害が想定される区域内の土地利用について

洪水や土砂災害などの自然災害が想定される区域については、ハザードマップの周知徹底を図るとともに、土地利用ガイドラインにおいて、洪水や土砂災害などの被害想定区域を明示するなどして、開発行為や建築行為の自制を促すような情報公開の充実を図ります。



・ 中部横断自動車道増穂 IC 周辺

4) 土地利用に関する条例・要綱等の検討

「土地利用ガイドライン」による計画的な土地利用の誘導を効果的に推進するため、次のような土地利用に関する条例や開発指導要綱を検討します。

「土地利用条例」の検討

本町のような非線引き都市において、近年、いくつかの自治体で都市と農業集落地域の問題解決と計画的な土地利用の推進を図るため、自治体独自の「土地利用条例」等を制定している事例^{*}が増えています。

本町においても、田園居住地域をはじめ白地地域における計画的な土地利用の誘導を図るため、土地利用に関する条例を検討します。

開発行為等に関する新たな要綱の検討

本町では、一定規模以上の宅地開発等の開発行為に際しては、「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」や「富士川町土地開発事業の適正化に関する条例」に基づいて指導を行っていますが、市街地周辺の農業集落地域におけるスプロール化や、増穂IC周辺等における無秩序な開発の防止、計画的な土地利用の誘導を図るため、土地利用ガイドラインの制定や土地利用条例の検討と併せて、宅地開発に関する新たな指導要綱等を検討します。

5) ルールに基づくまちづくりの推進

計画的な土地利用や地域特性に応じた良好な環境やまちなみの誘導を図るためには、法律や条例に基づく制度だけでなく、そこに暮らす町民自らがまちを大切に、土地の使い方、建物の建て方、ゴミの出し方、緑の育成など、一緒に生活するための共通のルールをつくり、育てていくことが望めます。まちのルールとしては、法律に基づく「地区計画」、「建築協定」、「緑地協定」といったものや、住民等が任意に定める「まちづくり協定」などがあります。

本町では、「富士川町建築協定条例」や「富士川町地区計画等の案の作成手続に関する条例」等により、良好なまちなみ形成に向けた取り組みを進めています。

今後とも、地域における自発的なルールづくりは、まちづくりの重要なきっかけになるものと考え、法制度を積極的に活用するとともに、町民の自主的なルールづくりを積極的に支援していきます。



・ 大法師公園からみた中心市街地

注) ^{*} 本町のような非線引き都市（区域区分制度を導入していない都市）の「土地利用条例」等の事例としては、長野県安曇野市穂高地区（旧穂高町）などがあります。

重点施策 - 2 活力ある中心市街地のまちづくりの推進

本町の顔となる賑わいと活気ある中心市街地の再生と活性化推進します

本町の中心市街地は、古くから富士川舟運の要衝として、また、峡南地域の産業・経済の中心として栄えてきましたが、近年は、近隣市町への大規模商業施設等の立地による青柳・鰯沢中心商店街の活力低下や、空店舗や低未利用地、空き家の増加などによる中心市街地の空洞化が顕在化するなど、活力の停滞が懸念されています。また、市街地における木造建物の建て詰まりや老朽化の進行、生活道路の未整備等による防災上の問題が懸念される地区など、中心市街地の住環境の改善も求められています。

本町では、これまでも都市再生整備計画による市街地整備を図るとともに、そうした機会を通じて商店街の活性化を中心とする協働のまちづくりの機運醸成に努めてきました。

中心市街地の再生・活性化は、本町の都市政策上の重要な課題であり、これまでの取り組みを継続するとともに、本町のまちづくりを牽引する次のような活性化に関する取り組みを推進していきます。

1) 「シビックコア地区整備事業」の促進

本町の中心市街地の活性化にあたっては、広域圏の拠点機能を担う「シビックコア地区整備事業」の促進を図り、国等の行政機能の集約化と町民および来訪者等との交流施設の一体的な整備とともに、関連施設と連携させながら、中心市街地の核・拠点として賑わいの再生を図っていくものとします。

事業促進に際しては、町民の生活利便性の向上や生活文化を創出する交流空間づくり、中心市街地やまちの活性化等に向けて、基盤整備とあわせてその効果が充分まちづくりに結びつくよう、協働により事業の展開を検討していきます。

シビックコア整備地区の位置



「シビックコア地区整備計画」の概要

〈基本方針〉

- 町民や広域圏住民の交流の場の創出／舟運の歴史文化と大法師公園の桜を象徴としたまちづくり／安全で安心して暮らせるまちづくり

〈主要施設整備〉

- （仮称）まちの駅・シビック広場／国家機関の建築物／生涯学習センター／ポケットパーク／道路整備など

2) 中心市街地活性化に向けた先導的な取り組みの推進

中心市街地については、これまで整備が進められてきた都市再生整備事業の継続を図るとともに、多様な施策と横断的な連携を図り、次のような活性化に向けた先導的な取り組みを推進します。

中心市街地活性化に向けた先導的な取り組み

- 「富士川町中心市街地活性化基本計画」の策定検討（中心市街地活性化基本構想の検討、推進組織の確立等）
- 魅力ある商店街の形成（商店街の景観誘導、店舗立地促進、空き店舗・空き家の有効活用、地産地消等のテーマ特化型の商店街づくり、商店街一店逸品創出支援事業の活用、「富士川町魅力と活力ある商店街創出支援事業」の活用、「地域自立型買い物弱者支援事業」の充実等による暮らしに身近な商店街づくり、商店街の駐車場整備、商工会との連携強化、交流促進企画の充実等）
- 国道 52 号の生活道路化（歩いて楽しむ回遊性ある歩行空間整備、サイン・ポケットパークの整備等）
- 観光事業との連携（舟運の歴史文化を活かしたまちなみ景観の形成、道の駅・朝市・観光交流施設との連携、観光物産協会との連携強化等）
- 交通基盤整備の推進・利便性の向上（リニア中央新幹線中間駅へのアクセス向上、増穂 IC 周辺の交通拠点機能の強化とアクセス整備、生活道路の改善・整備、デマンド交通の活用、交通安全対策の強化等）
- まちなか居住の促進、生活基盤整備の推進（建替え・共同化、空き家・低未利用地の有効活用、定住促進等）
- 「商店街活用型地域コミュニティ再生事業」活用による地域起業と人材育成
- 活性化に向けたソフトな取り組み、啓発活動の促進（イベントの企画・実施、情報・PRの充実等）
- 商工会や NP0、町民活動組織と連携したタウンマネージメント機関の育成（住民活動の拠点づくり等）

重点施策 - 3 地域連携と交流、暮らしを支える道路・交通まちづくりの推進

地域間の連携と交流を支える道路交通網の確立と利便性の向上に向けた取り組みを進めます

本町は、中部横断自動車道・増穂 IC が整備され、甲西道路、国道 52 号が町を縦貫する、周辺都市へのアクセスが容易な広域交通の利便性が高い都市となっています。

しかしながら、都市全体で見ると、市街地や地域間を結ぶ道路網が脆弱であり、中心市街地活性化と連動した国道 52 号の生活道路化や安全な歩行空間の確保、密集住宅地における狭あい道路など生活道路の改善、災害時等に対応した中山間地域を結ぶ道路整備や迂回路の確保、高齢化等に対応したバス交通などの充実、さらには、リニア中央新幹線中間駅へのアクセス道路の整備などが、本町の交通政策上の重要な課題となっています。

そのため、地域間の連携や地域の活性化、町民の暮らしやすさを支える重要な基盤となる、次のような道路・交通まちづくりに関する施策を重点的に推進していきます。

1) 長期的な視点に立った幹線道路網の確立の推進

広域的な幹線道路網の整備促進

リニア中央新幹線中間駅（甲府市大津町）へのアクセス強化や、中部横断自動車道延伸に伴う周辺市町と連絡する幹線道路など、町域を越える幹線道路網のあり方について、山梨県や隣接市町との連携・調整を図りながら整備に向けた取り組みを進めます。

「(仮称)富士川町幹線道路網整備計画」の検討

分野別まちづくり方針で示した本町の骨格を形成する幹線道路網のあり方に基づき、今後の長期的な道路整備の指針となる「(仮称)富士川町幹線道路網整備計画」の策定を検討します。

2) 道路・交通に関するプロジェクトの推進

道路・交通まちづくり方針で示した施策のうち、特に、必要性の高い次のようなプロジェクトの推進を図ります。

市街地周辺道路・交通網の整備・機能強化

主要な交通拠点の整備・強化

- 中部横断自動車道下りパーキングエリアの整備促進、増穂 IC 周辺の交通拠点機能の強化
- 道の駅富士川周辺、JR 身延線鰍沢口駅周辺のアクセス道路整備、交通拠点機能の向上

市街地の環状機能を有する交通ネットワークの強化

- 山麓地域と市街地の連携を強化する交通ネットワークの強化（(都)大柵大久保線、(都)青柳長沢線、(都)甲西増穂線、富士川西部広域農道（ウエスタンライン）、町道戸川 1 号線、町道利根川沿 1 号線等）

国道 52 号の生活道路化の検討

- 中心市街地の賑わい・交流を担う骨格軸となる国道 52 号（市街地部）の通過交通の抑制、歩道整備、歩行者に配慮した安全・快適な道づくり、沿道まちなみ景観の誘導、まちかど広場・サイン整備等

密集市街地における生活道路の改善・整備

- 主要生活道路の改善・整備、「富士川町における建築行為等に係る後退道路用地に関する指導要綱」に基づく狭あい道路や行き止まり道路の解消、交通安全対策の強化等

地域を連携する道路の機能強化と交通ネットワークの形成

- 町内三筋の県道平林青柳線、県道高下鰍沢線、県道十谷鬼島線の拡幅・改良などの機能強化
- 地域連携や交流・活性化の向上、緊急時への対応に寄与する地域間を南北にネットワークする中山間連携軸の機能強化と魅力の向上（既存林道の拡幅・改良、観光ルートとしての景観向上）
- 鹿島と落居（市川三郷町）を結ぶ（仮称）鹿島トンネルの整備促進

バス運行サービスの充実と利便性の向上

- 路線バスや町営バス、コミュニティバスなど公共交通の連携強化とバスサービスの充実
- 過疎対策や地域間公共交通の利便性を高めるデマンド交通システムの強化、乗合タクシーの検討など、地域の実情に応じた柔軟なバスサービスの検討

重点施策 - 4 地域の魅力資源を活かす観光・交流のまちづくりの推進

固有の景観や地域の魅力資源を活用した観光・交流のまちづくりを推進します

本町は、富士川舟運の歴史文化を始めとして、豊かな自然や水辺、優れた眺望、棚田や里山、桜や紅葉などの四季折々の風景、地域固有の特産品、多くの人で賑わう祭事、温泉や観光施設など、数多くの魅力資源が宝箱のように散在しています。

近年、観光面では、ライフスタイルの変化やニーズの多様化等に対応し、自然や文化を活用した魅力ある観光地づくりや、新たな誘客活動を図るための多様な情報発信などが求められています。

まちづくり住民会議においては、「田舎らしさや豊かな自然を遊び、楽しむ資源を見出し・活かす地域力をつける」、「今ある地域資源に光をあて育てる」、「資源や活動をネットワークで結びつけ効果を高める」などが、地域振興や観光振興の実現に向けて提案されました。

観光振興と活性化は相互に関連が深く、さらにそれがまちへの愛着や定住促進にも波及するなど、町の重要な政策課題のひとつとなっています。このため、観光・交流により地域力を高めていくよう、次のような施策を重点的に推進していきます。

1) 「(仮称) 富士川町観光振興基本計画」策定の検討

本町は、これまで観光振興や交流人口の拡大に向けて、多様な取り組みを進めてきました。

今後も、これらの取り組みを継続し、美しい景観と豊かな地域資源を最大限に活用した観光振興と地域の活性化を図るため、町が一体となった観光施策の推進に向けた指針となる「(仮称) 富士川町観光振興基本計画」の策定を検討し、積極的な取り組みを推進します。

2) 観光・交流のまちづくりの先導的な取り組みの推進

本町の観光振興については、地域の魅力資源を活かすことはもとより、自然や田舎を体感してもらい、風土に育まれた特産品等によるおもてなしの心で迎え、交流と共感を育むことが大切です。

そのため、町民をはじめ各主体の協働による次のような先導的な取り組みを進め、富士川町らしい観光・交流施策の展開と活性化を促進していきます。

観光・交流まちづくりの先導的な取り組み

- 観光基盤の整備（地域特性に応じた景観形成、河岸跡・船着き場の再生、舟下りの活用、桜回廊事業の推進、観光周遊ルートの整備、観光バス路線等公共交通の充実、リニア中央新幹線中間駅へのアクセス向上、観光拠点の効果的な連携、案内標識・駐車場の充実、フットパスの検討、トレイルラン・トレッキングコースの整備・充実等）
- 交流促進による観光振興（体験・交流型、滞在・保養型観光の充実、ニューツーリズムの取り組み促進、環境学習・体験学習の推進、ウェルネスプロジェクトとの連携、空き家の活用、観光ツアーの充実とガイド育成等）
- 潜在的な地域資源の掘り起こしと観光利用の促進（地域のお宝発見運動の展開、資源や情報の地域連携等）
- ソフト施策の取り組みの推進（イベントの充実、道の駅や観光施設と連携したPRの展開、情報発信の充実等）
- 協働による観光推進体制の確立（富士川町観光物産協会や商工会との連携強化、NPO や既存の住民組織との連携強化、ボランティアガイド等の人材育成、協働によるおもてなしの心を醸成する取り組みの促進等）

地域産業と連携した交流・活性化の取り組み

- 地域産業と連携した交流施策の展開（グリーンツーリズム、アグリツーリズム等の推進、棚田・里山体験、遊休農地を活用した市民農園、観光農園、体験農業の普及促進、棚田オーナー制度の充実等）
- 農産物の付加価値の向上と地産地消の拡大（富士川町ならではのブランド確立、付加価値の高い特産品開発、産地直売の充実、道の駅富士川や朝市等と連携した地産地消の推進、食育活動の推進、流通・直販ルートの開発等）
- 伝統産業の振興、農業の6次産業化の取り組み推進（「6次産業化推進支援事業」（農林水産省）等の活用検討）
- 「富士川町 人・農地プラン検討会」の活用、農業後継者・担い手の育成（インターシップの導入、新規就農者の受け入れ体制と支援の充実、認定農業者・エコファーマーへの支援充実等）

重点施策 - 5 定住・移住を促すまちづくりの推進

住み続けたい・住んでみたいと思える定住・移住を促すまちづくりを推進します

少子高齢化の進行、農村部や中山間地域の過疎化の進行は、本町のみならず多くの地方都市が抱える深刻な問題となっています。この問題は、町民生活や地域コミュニティの活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や町の財政にも大きな影響を及ぼし、まちの存立基盤に関わる大きな課題となっています。

そのため、現に暮らしている町民はもちろんのこと、「住み続けたい」「住んでみたい」と思えるような、魅力ある真に豊かな暮らしを維持し、創出する施策の展開が急務となっています。

こうした中で、本町では、定住や町外からの移住促進を重要課題と位置づけ、関係機関や部局などの連携・協力のもと、全町をあげて次のような総合的な施策を重点的に推進していきます。

1) 定住・移住促進に関する計画づくり

本町は、これまで定住対策の一環として「空き家バンク制度」を創設し、町内の空き家等の有効活用を通して、地域活性化に向けた取り組みを進めてきました。また、「富士川町次世代育成支援行動計画」の策定とともに、「富士川町ファミリーサポート事業」など子育て支援への取り組みや、若者の定住促進に向けた住宅支援等に取り組んできています。

今後も、これらの取り組みを継続するとともに、国や県の定住促進に向けた多様な事業等の活用や、全庁的な取り組みの指針となる「(仮称)富士川町定住促進ビジョン」の策定を検討し、積極的な定住や町外からの移住を促すまちづくりを推進していきます。

2) 定住・移住促進に向けた重点的な取り組みの推進

本町の定住や町外からの移住の促進に向け、次のような取り組みを重点的に推進します。

定住・移住に向けた取り組み

- 住む場所の確保（町営住宅の有効活用や空き家の斡旋など住宅の供給、住宅取得への支援、計画的な住宅地整備等）
- 働く場所の確保（若者の定着促進への支援、企業・事業所の誘致、起業家への支援、遊休農地の活用等）
- 暮らし条件の確保（生活基盤の整備・利便性の向上、子育て支援の充実、教育の充実、交流機会の充実等）
- 移住促進に向けた取り組み（空き家バンク制度の充実、交流体験事業の充実、支援制度・サポート体制の確立等）
- 情報発信の強化（相談窓口の充実、総合情報の専用HPの創設、ガイドブックの作成、イベントの開催等）

参考 定住・移住に関する住民提案

※地域まちづくり住民プラン（平林・穂積地域）から抜粋

<p>農山村移住のシステムづくり(新たな'地域協働隊'づくり)</p> <p>①地域を見直す、お宝の共有、人材とノウハウを発掘する ②地域が動き連携（ネットワーク）する、継続し話し合い・共有できる場を創る（まちの縁側、まちの井戸端づくり等） ③行政がサポート体制を創る（支援、情報交換の窓口、PR等）</p>	<p>移住・定住の段階プログラム</p> <p>STEP1:お試し(体験移住、トライアル居住)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空き家や遊休農地の情報収集、広報活動 ○短・中・長期の地域サポート体制の確立 ○農村・田舎暮らし体験ツアーの実施 ○「移住モニター」(先住者)との情報交換 ○田舎に「馴染む」受け入れ相談と支援など <p>STEP2:移住・地域協働隊の新たな一員づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あるものを活かす、地域連携のノウハウを活用した「マッチング」の検討(空き家、農山村の民家、町営住宅等) ○地域の「定住コーディネーター」の支援 ○区などのライフサポート体制による互助 ○まちの助成、支援の充実 など
---	---

重点施策 - 6 ふるさとの美しい景観を守り・活かすまちづくりの推進

郷土の財産である固有の景観を守り、誇りとして次代へ継承するまちづくりを推進します

豊かな自然や富士川舟運等の歴史・文化、奥行きある地形構造に展開する里山農村景観や眺望景観など、長い歴史の中で育まれた固有の景観は本町の大切な財産です。このような郷土景観を大切に守り・育み、まちづくりに活かしていくことは、町民のふるさとへの意識と愛着を高め、本町の価値や魅力を更に高めていくための重要なまちづくり課題です。

このため、ふるさとの景観を守り、育て、活かすことをまちづくりの大きな柱に据え、次のような施策を重点的に推進していきます。

1) 富士川町景観計画、景観条例に基づく景観形成の推進

景観計画とは、景観法（平成16年6月制定）に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。景観に対する住民の意識が高まる中で、全国の多くの自治体で法に基づく景観計画への取り組みが進んでいます。

本町は、景観行政団体として、平成24年度から「富士川町景観計画」策定に向けた検討を進め、平成25年3月に計画素案に対してのパブリックコメントを実施しました。

景観づくりを推進するためには、町民や多様な組織・団体の協働と活動が不可欠です。

今後、地域住民や事業者、行政等の協働の指針となる「富士川町景観計画」の策定と「(仮称)富士川町景観条例」の制定を行うとともに、これらに基づき、富士川町らしい景観形成に向けた重点的かつ先導的な取り組みを推進していきます。

景観条例の内容(例)

1. 総則
(目的、基本理念、定義、行政・住民・事業者の責務など)
2. 景観形成の方針に関する事項
3. 住民による景観形成活動の推進に関する事項
(町民組織、景観形成団体の登録、表彰制度、景観アドバイザー制度など)
4. 景観計画区域内の行為の制限、届出に関する事項
5. 公共事業の実施に関する事項
6. 景観資源等の質的向上に関する事項
7. 景観審議会等に関する事項
8. 勧告・公表・命令に関する事項
9. その他

2) 富士川町景観計画と連携した先導的な景観まちづくりの推進

景観まちづくりを推進するためには、現在行っている景観形成活動の小さな芽を伸ばし、その成果を目に見えるようにしていくことが重要です。今後、「富士川町景観計画」に基づく施策や事業、町民の景観形成活動や関連施策等との連携を図りながら、次のような先導的な景観まちづくりの取り組みを推進します。

景観まちづくりの先導的な取り組み

- 景観形成推進ゾーンの景観形成の推進（先導的かつ重点的に景観形成を推進すべきゾーン）
- 中心市街地の景観形成、富士川舟運の歴史文化を活用したシンボル景観の創出
- 眺望景観の保全・活用、景観ネットワークの形成（ビュースポットの選定、桜回廊事業の推進、水と緑の風景回廊の創出、旧街道や古道、観光レクリエーション軸の景観整備、トレイルラン・トレッキングコースの整備等）
- 景観阻害要因の適切な景観コントロールの推進（山梨県屋外広告物条例に基づく広告・看板の規制・誘導、サイン計画の推進、良好な眺望域の景観コントロール等）
- リニア中央新幹線の高架構造物や施設整備に対する、周辺景観や眺望景観への配慮要請
- 住民協働による地域毎の景観形成の推進と景観まちなみ誘導（景観懇談会、景観協定、要綱制定等）
- 景観審議会の設置、公共施設デザインガイドラインの検討、その他関連施策との連携強化
- 景観づくり啓発活動の推進（広報・PRの充実、町民の景観形成活動への支援・助成の充実等）

(2) まちづくりリーディング施策の推進

分野別まちづくりの方針で掲げた施策の中で、既に実施中、あるいは計画・構想が進められている施策や、今後、先導的に推進していくべき施策を「まちづくりリーディング施策」として位置づけ、概ね5年以内の着手を目標に積極的な取り組みを進めます。

また、リニア中央新幹線計画など、本町をとりまく社会経済情勢の変化や国・県・町の上位計画等の変更に伴い、住民意向やまちづくりの進捗状況も勘案し、必要に応じて施策の見直しを図ります。

まちづくりリーディング施策

分野	先導的なまちづくり施策(リーディング施策)
<p>1.都市と自然が共生する土地利用の方針</p> <p>【土地利用】</p>	<p>用途地域の見直し（鰻沢市街地の用途地域の指定検討）</p> <p>中心市街地のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地の整備・活性化の推進（増穂 IC 周辺のターミナル機能の強化、まちなみ景観の誘導、国道 52 号の生活道路化に伴う沿道まちなみ誘導等） ● 都市再生整備計画事業の推進（増穂 IC 周辺地区） ● 青柳・鰻沢中心商店街の環境整備、中心商店街活性化事業の推進 <p>計画的な市街地整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東部地域開発整備の推進（道の駅富士川、河川防災ステーションの整備等） ● シビックコア整備事業の推進（（仮称）まちの駅・シビック広場の整備等） ● 山王土地区画整理事業の推進、鰻沢口駅周辺整備の推進 ● 国土利用計画の策定と地籍調査事業の推進 <p>既存市街地の環境改善と良好な市街地の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基盤整備の推進、低未利用地の計画的な整備促進、空き地・空き家の有効活用等 ● 優良企業の誘致促進・工業用地の基盤整備の推進 <p>優良農地の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農業振興地域整備計画に基づく優良農地の計画的な維持・保全、農業基盤整備の推進 ● 遊休農地活用事業の取り組みの推進、農業への継続的な支援の充実等 <p>一定のルールに基づく郊外地域の適正な土地利用の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土地利用ガイドラインの作成、土地利用に関する条例・要綱等の検討
<p>2.人と地域を結ぶ道路・交通まちづくり方針</p> <p>【道路・交通】</p>	<p>広域幹線道路の整備促進と機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中部横断自動車道全線開通に向けた整備促進（下りパーキングエリアの整備促進等） ● リニア中央新幹線整備に伴う中間駅への体系的なアクセス道路網の確立 <p>主要な幹線道路網の整備・機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 増穂 IC 周辺交通拠点機能の向上、市街地幹線道路網の整備と機能強化の推進 ● 国道 52 号（市街地部）の生活道路化の検討、安全・快適な歩行空間の確保 ● 東西方向と市街地の環状ネットワーク機能を有する幹線道路の整備推進・機能強化（（都）大柵大久保線、（都）青柳長沢線、（都）甲西増穂線、町道戸川添 1 号線等） ● 鰻沢市街地の用途地域指定やシビックコア地区整備に伴う道路の改良整備 ● 町内三筋の道路拡幅、改良等の機能強化（県道平林青柳線、高下鰻沢線、十谷鬼島線） ● 地域間を南北にネットワークする林道の機能強化と魅力づくり（中山間地域連携軸） ● 「（仮称）富士川町幹線道路網整備計画」の策定検討 <p>公共交通の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JR 身延線鉄道駅（鰻沢口駅）の利便性の向上と運行強化 ● バス路線網の充実、デマンド交通システムの充実 <p>安全・快適な交通環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地や集落地の生活道路の改善・整備、中山間地域における災害時の迂回路の確保 ● 交通安全対策の充実（歩道の整備、主要な交差点の改良、通学路等の交通安全対策等）

分野	先導的なまちづくり施策(リーディング施策)
<p>3. 交流と活力を創造するまちづくり方針</p> <p>【観光交流・活性化・定住促進】</p>	<p>中心市街地の再生と活性化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国道 52 号生活道路化による暮らしに身近な魅力ある中心商店街の形成 ● 富士川舟運を象徴するまちなみ景観の形成 ● 低未利用地の計画的な整備促進、空き店舗・空き家の有効活用 <p>観光交流のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 増穂 IC 周辺の新たな交流活性化拠点の整備促進（道の駅富士川の整備と機能充実、中心商店街や観光交流施設と連携した観光・交流ゾーンの形成等） ● （仮称）まちの駅・シビック広場の整備とまちなか交流空間の創出 ● 国道 52 号、町内三筋など観光機能を担う主要なルートの機能強化と魅力の向上 ● 富士川舟下り乗船場の整備検討、河岸跡の顕在化と活用 ● ウェルネスプロジェクトとの連携、新たな観光スタイルの検討（滞在・保養、体験等） ● 「（仮称）富士川町観光振興基本計画」の策定検討 <p>地域産業の活性化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雨畑硯などの伝統産業の振興（道の駅や観光交流施設を活用したPRの充実等） ● 農業振興・活性化の推進（特産品の開発、地産地消の推進、遊休農地の有効利用等） ● 農山村地域の交流促進（グリーンツーリズム、アグリツーリズム、体験・交流活動等） ● 「富士川町鳥獣被害防止計画」に基づく鳥獣害対策の推進 <p>定住促進策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定住促進の受け皿となる計画的な市街地整備、まちなか居住の促進 ● 遊休農地・空き家等の活用、町営住宅の有効活用、農山村への移住・定住促進等
<p>4. 富士川町らしさを継承する景観まちづくり方針</p> <p>【歴史文化と景観】</p>	<p>歴史文化を守り・継承する景観まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 富士川舟運の歴史文化を活かしたまちなみ景観の創出 ● 国道 52 号生活道路化に伴う駿州往還の修景づくり、歴史文化の小径・ルートづくり ● 舟運のルートづくり（河岸跡や渡船場、禹之瀬、古道・里道等の活用） ● 鰯沢山車巡行・祝祭空間のまちなみの修景、山車保存庫の整備推進 <p>郷土の風景を守り・育む景観まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 優れた眺望景観の保全と活用（ビュースポットやアクセスルートの整備等） ● 集落景観、里山景観、農の風景の保全と活用（特徴的な集落景観、里山、農地等） ● 水と緑の風景回廊の創出（桜ウォーキングルート、桜回廊・水辺回廊の景観形成等） ● （仮称）ふるさとの散歩道、フットパスの形成（ルート設定、サイン整備等） ● 「（仮称）公共施設デザインガイドライン」の検討、適切な景観コントロールの推進 <p>協働による景観まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「富士川町景観計画」、「（仮称）富士川町景観条例」に基づく景観形成の推進 ● 景観形成推進ゾーンの設定、景観まちづくりの先導的な取り組みの推進 ● 「（仮称）富士川町サイン計画」、「（仮称）富士川町屋外広告物条例」の検討 ● 協働による景観形成活動、啓発活動の推進（地域ルールづくり、景観 30 選の選定等）
<p>5. 豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針</p> <p>【自然環境・水と緑】</p>	<p>自然環境の保全とふれあいや交流の場としての活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな森林や水辺環境の保全と活用（環境学習・体験の場の充実、親水空間の活用等） ● 緑の拠点の機能充実・魅力の向上（大法師公園周辺整備、アクセスの向上等） ● トレイルラン・トレッキングコースの拡充・整備、桜回廊事業の推進 <p>水と緑のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緑化の推進、協働による水と緑のまちづくりの先導的な取り組みの推進 ● 「（仮称）富士川町緑の基本計画」の策定検討、緑化推進地区の検討

分野	先導的なまちづくり施策(リーディング施策)	
<p>6.地域に住み続けられる防災まちづくり方針</p> <p>【防災】</p>	<p>水害やがけ崩れなどに対する安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 河川防災ステーション整備の促進、水防対策の強化 ● 水害等に対する安全対策の強化(低地部の内水氾濫対策の推進、主要河川の治水安全対策の強化、「富士川町土砂災害ハザードマップ(洪水避難地区)」の周知等) ● がけ崩れや土砂災害に対する安全対策の強化、危険区域への防災無線施設整備の拡充 ● 中山間地域の防災対策の強化(町内三筋や主要林道の拡幅・改良等による防災安全性の強化、災害時孤立集落対策に向けた迂回路の確保、ヘリポートの整備・充実等) <p>防災まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災拠点・避難場所等の機能充実、防災関連施設の整備、木造密集住宅地の環境改善 ● 公共施設の耐震化、「富士川町耐震改修促進計画」に基づく耐震診断、耐震改修の推進 <p>地域防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「富士川町地域防災計画」に基づく防災体制、救急医療体制等の連携体制の強化 ● 地域単位の防災マップ作成など防災意識の向上、防災援助協定の充実など地域の自主防災組織・活動の育成強化 	
<p>7.安全・快適な暮らしの環境づくり方針</p> <p>【生活環境・福祉】</p>	<p>1)生活環境づくり</p>	<p>身近な生活環境の改善・整備と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地や集落地内狭あい道路や行き止まり道路等の生活道路の改善整備 ● 公共下水道事業、農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の普及促進 ● 生活利便施設の整備・充実(老朽化した公民館・集会所の改築・改善、教育施設の改築・耐震化、生涯学習施設、世代間交流施設の整備・充実等) ● 光ケーブル網の整備・充実による地域間情報格差の是正 ● 街路灯・防犯灯の設置・充実、地域ぐるみの防犯対策の促進 <p>定住を促す良質な住まいづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● まちなか居住の促進、中山間地域の過疎対策の推進(空き家等の有効活用) ● 山王土地区画整理事業など良質な住宅地の供給、町有地の有効活用 ● 「富士川町住宅長寿命化計画」に基づく住宅ストックの有効活用、計画的な改善・整備、適正な維持・管理の推進 ● 定住促進への支援充実(空き家バンク制度、情報提供や相談体制の充実等)
<p>2)福祉のまちづくり</p>	<p>主要施設のバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「(仮称)富士川町バリアフリー基本構想」の策定検討 ● 重点的なバリアフリー整備の推進(公共施設、道の駅や観光交流施設など主要拠点周辺の「バリアフリー推進ゾーン」の位置づけと整備推進) <p>福祉・健康のまちづくりの先導的な取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者・障害者等福祉サービスの充実、既存の福祉施設の機能充実 ● ファミリーサポートセンターの充実など地域ぐるみの子育て環境の充実 ● 「(仮称)富士川町健康増進計画」の策定検討、ふれあいの郷の機能充実 ● 主要医療機関の連携による救急医療・広域医療体制の充実 ● 世代間交流の機会充実と場づくり(空き教室、空き家・空店舗等の活用) ● 相談窓口と庁内推進体制の充実、協働による福祉ネットワークの連携強化 	
<p>3)環境まちづくり</p>	<p>環境に配慮したまちづくりの先導的な取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然や生態系に配慮した施設整備の推進(多自然型工法の導入等) ● ごみ不法投棄防止対策の推進(監視パトロールの強化、啓発活動の促進等) ● ごみの減量化とリサイクルの推進 ● 新エネルギー・クリーンエネルギーの活用促進(太陽光発電システムの普及促進、バイオマスエネルギーの活用推進、小水力発電の取り組み検討等) <p>協働による環境まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「富士川町地球温暖化対策実行計画」に基づく環境まちづくりの推進 ● 協働による環境保全活動の促進、意識啓発の推進(環境教育の推進、富士川町地球温暖化対策地域協議会(エコふじかわ)の活動促進等) 	



・利根川に架かる橋（平林地内）